

導管部門の中立性確保について

誰もが小売事業に参入でき、公平に競争できる環境を整備する観点から、小売事業の全面自由化に際して導管部門の中立性確保はどうあるべきか。

1. 導管部門のさらなる中立性の確保の必要性

ガス導管事業については、自然独占性や公共性が強いことから、小売事業の全面自由化後も実質的に地域独占を維持し二重投資を抑制しつつ、その効率的な整備を促進していく必要がある。

一方、小売事業を自由化し、新たなサービスを提供しうる事業者の新規参入を促し、また、競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現するためには、都市ガスの小売供給に不可欠なガス導管を、各小売事業者が公平・非差別的な条件で、かつ透明性のある形で利用できるようにすることが必要である。特に、特定の小売事業者がガス導管を整備する事業者と何らかの関係を有するために、他の小売事業者に比して過度に有利な条件を得ることのないよう、導管事業の中立性が確保されることが必要である。

このため、現行のガス事業法（以下「現行法」という。）では、大口需要家向けの小売事業を自由化し、託送供給制度（平成 11 年（1999 年）改正当時は接続供給制度）を法定化した際には、以下の行為規制のうち①を義務付けた。また、平成 15 年（2003 年）の制度改正時には②～④を義務付け、導管事業を地域独占で営み、かつ大口需要家向け市場の小売事業も営む一般ガス事業者及び一定規模以上の導管を維持・運用するガス導管事業者に対し、託送供給義務を課している。

①託送供給約款の届出・公表（現行法第 22 条及び第 37 条の 8）

託送供給に係る料金その他の供給条件について、不特定多数の需要に対する託送供給契約を公平かつ円滑に行う観点から、一般ガス事業者及びガス導管事業者には、託送供給約款を定めて事前に経済産業大臣に届け出るとともに、それを公表し遵守する義務が課されている。託送供給料金は、費用の適正な回収を確保する一方、その事業者が独占的な地位を利用して過度な利益を得ることを防止する観点から、総括原価方式により算出することとされている。具体的には、一般ガス事業者の託送供給約款料金は経済産業大臣による認可制の供給約款料金設定時に用いる総原価のうち、大口・卸供給部門原価の機能別原価の項目であって託送供給部門に属する各項目（LNG 压送原価、導管原価、メーター・検針・集金原価等）を用いて算定される。ガス導管事業者の託送供給約款料金は、ガス導管事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価を用いて算定することとされている（ガス事業託送供給約款料金算定規則）。一般ガス事業者及びガス導管事業者が届け出た託送供給約款が、特定の者に不当な差別的取扱いをするものである場合や、託送供給料金が

不適切な水準であるなど託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがある場合、経済産業大臣が変更を命ずることができる。

②情報の目的外利用の禁止(情報遮断)(現行法第22条の4第1項第1号及び第37条の8)

一般ガス事業者及びガス導管事業者の導管部門は、託送供給業務で知り得た情報を、当該業務の本来の目的以外の目的のために、自己若しくは自己の関係者又は他の事業者で利用し又は提供してはならないこととされている。

<参考>情報の目的外利用の禁止に係る望ましい行為の例

- ・託送供給に関連する情報窓口は、卸供給等の営業部門ではなく専門の部門を設置。
- ・託送供給業務を行う従業員は営業部門の業務は行わない（事故対応等は除く。）。
- ・託送供給関連情報を含む文書やデータを適切な方法（共通サーバーへのアクセス権の制限等、託送供給関連部門と他部門との物理的隔離等）により管理。
- ・託送供給関連部門と他部門との人事交流に当たり、託送供給関連情報の目的外利用を防止するための行動規範を作成し、従業員に遵守させる。等

（出典）「適正なガス取引についての指針」（平成23年9月5日公正取引委員会・経済産業省）を基に資源エネルギー庁作成。

③差別的取扱いの禁止（現行法第22条の4第1項第2号及び第37条の8）

一般ガス事業者及びガス導管事業者の導管部門の託送供給業務において、特定のガス事業者（自社の小売部門を含む。）に対して、有利か不利かを問わず、不当に差別的な取扱いをしてはならないこととされている。また、託送供給料金の適正性確保に関して、一般ガス事業者及びガス導管事業者は、託送供給料金と自ら行う大口供給・卸供給に対する託送相当の内部取引価格の透明性及び公平性を確保する観点から、全ての大口需要及び卸需要について、個々の需要の託送相当料金額の明細を毎月整理した書類を社内に備え置くとともに、紛争等が生じ、行政による内部取引等に係る調査が行われる場合には速やかにこれらの書類を提供するものとされている（都市熱エネルギー部会報告書（平成16年1月））。

<参考>差別的取扱いの禁止に係る望ましい行為の例

- ・導管網の利用条件や託送供給可能量等の開示・周知が、全ての託送供給依頼者に対し公平に扱われるよう、関係する資料や情報等を整備し、公表する。
- ・需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の大口・卸供給に対する託送供給相当の料金額や需要実績等を速やかに提供する。等

（出典）「適正なガス取引についての指針」（平成23年9月5日公正取引委員会・経済産業省）を基に資源エネルギー庁作成。

④内部相互補助の禁止（会計分離）（現行法第22条の3及び第37条の8）

一般ガス事業者及びガス導管事業者は、託送供給等の業務により導管部門に生じた利益

が、他の部門で使われていないことを明らかにするため、導管部門の託送供給等の業務に係る収支計算書等を作成し、公表しなければならないとされている。一方、ガス導管の整備に要する投資が回収できなければ、需要に応じた整備が行われない。上記①の託送供給約款は、ガス導管事業を営む一般ガス事業者やガス導管事業者がガス導管を利用する小売事業者などから費用を着実に回収できる仕組みとしても機能している。

ガス小売事業の部分自由化開始以降、託送供給の実績は着実に増加している。過去 9 ヶ年（2004～2012 年度）の託送供給取引件数の推移を見ると、小売託送供給及び卸託送供給ともに増加傾向にあり、その合計件数は 3 倍近くになっている。託送供給量も、2004 年度の 496 百万 m³から 2012 年度には 2,624 百万 m³と、約 5.3 倍に増加している。2012 年度の大口向けの小売託送供給量は 1,489 百万 m³で、自由化された大口小売市場における新規参入者の供給量 3,648 百万 m³の 41% を占めており、託送供給が新規参入の主要な手段となっていることがうかがえる。この間、上記③に係る行政指導や命令等は行われていない。このように現在の託送制度は一定の成果を上げていると評価できる。

一方、新規参入者から、現状では導管部門の中立性確保が十分図られていないのではないかと思われる事例があるということで、導管網運営の中立性確保や会計及び託送供給料金の透明性の向上に関する要望も出ている。

○総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会（第 14 回）（平成 26 年 9 月 24 日開催）議事録（抄）
(北村オブザーバー)

関西電力でございます。資料 5 の 3 ページの 2 の補足として意見を申し上げたいと思います。

これは電力がどうだからということではなくし、新規参入者としての意見でございますけれども、導管部門の中立性確保につきましては、公平性とか透明性が十分図られていないのではないかと思われる事例がございますので、現状の制度では不十分であると考えております。

全面自由化に際しましては、現状の自由化範囲と比べまして、対象となる需要家の件数が飛躍的に増加をいたしますので、これまで以上に導管部門の中立性確保を図り、公平性、透明性を高めていくということが不可欠であると考えております。

これまで申し上げていますので繰り返しになりますが、例えば経過措置のある気化原価が託送料金に含まれているとか、託送取支の超過利潤の扱いとか、そういう不公平な問題は早期に是正を図っていただきたいと考えますし、次期制度におきましては託送料金というは認可制になりますので、事前の厳格審査があるとは思うんですけども、事後の評価もしっかりとやっていただけたらと考えます。

その他、既存の事業者の小売部門と新規参入者の取り扱いが異なる事例というものが、例えば同時同量制度とか、通信装置の特定負担などがございます。また検討料の特定負担の問題とか、検討期間の問題とか、既存事業者の小売部門と我々新規参入者でイコールフッティングが本当に図られているのかどうか、我々自身としては確認できない部分がありますので、そういうものも解消していただきたいと思います。

競争の活性化を通じ消費者に多様な選択肢が提示され、かつ低廉な料金を実現していくというガスシステム改革の目的を達成するためには、小売事業に参入する誰もが、公平か

つ透明性の高い条件の下で導管網を利用する環境整備が必要である。小売事業が全面自由化され、自由競争の範囲が大きく拡大する際には、導管部門の中立性確保について、具体的には以下の3つの視点から改めて検証することが必要ではないか。

＜第一の視点：導管部門としての中立性の確保＞

ある事業者の小売部門が自社の導管部門に影響力を行使することによって、他社の小売部門との間の中立性・公平性を失するおそれがある。こうした不適切な影響力の行使を抑制することが必要ではないか。

＜第二の視点：導管部門としての透明性・公平性の確保＞

ある事業者の導管部門が自社の小売部門に対して、他社の小売部門と比べ優位な条件で託送供給を行うことがないよう、料金を含む託送供給条件の透明性・公平性を確保することが必要ではないか。

＜第三の視点：ガス導管事業を行うことに伴うメリット享受の制限＞

ある事業者が、規制部門であるガス導管事業を行うことによる安定性や信用力などのメリットを自社の小売部門が享受することで他社の小売部門との間の中立性・公平性を失するおそれがある。こうした不適切なメリット享受を抑制することが必要ではないか。

2. 【論点1】導管部門のさらなる中立性の確保のための手段・方法

導管部門の中立性の確保のためには、前回会合で紹介した諸外国のガス事業の事例や我が国の電気事業の事例を踏まえると、会計分離、機能分離、法的分離、所有権分離の4つの方式が考えられる。1. の3つの視点に照らすと、それぞれの方式の特徴として以下の点が挙げられるところ、ガス事業の現状を踏まえるといずれの方式が適切と考えられるか。

（1）会計分離

垂直一貫体制のガス事業者の導管部門と非導管部門に係る会計を分離する現行法に設けられた措置である。導管部門と非導管部門が同一法人に属することは許容される。一方、託送供給料金は、その公平性・透明性を確保する観点から、あらかじめ定められた料金算定ルールに従って当該法人の導管部門の原価を積算することにより算定する。また、導管部門に生じた利益で他の部門の内部補助をすることのないよう、他の事業者に提供される託送供給の業務と自社内における導管の利用に係る部門を含めた会計を整理することを求める。

＜第一の視点からの評価＞

同一法人に属する部門間の影響力行使をあらかじめ抑制することは法的分離や所有権分

離による場合と比べると困難であり、この視点からの中立性確保は法的分離や所有権分離に比べ低い。一層の中立性を確保するためには、非導管部門も含め各部門の間での情報交換などの記録を求め、事後的にこれを監査する必要が生じ、監視コストが大きくなるおそれがある。

＜第二の視点からの評価＞

託送供給料金の算定ルールの設定や会計整理の義務付けによりコストの透明性は一定程度確保される。しかしながら、同一法人に属する部門間の資金の移転や取引の実態を外部から確認することは困難であり、区分が困難な費用は人員数や固定資産額の比率などにより配分することとなるため、透明性は法的分離や所有権分離に比べ低い。一層の透明性を確保するためには、非導管部門も含め各部門の間での情報交換などの記録を求め、事後的にこれを監査する必要が生じる。その結果、監視コストが大きくなるおそれがある。

一方、託送とは、導管を維持・運用する事業者以外の他の事業者から受け入れたガスを供給することであり、一般ガス事業者やガス導管事業者が導管ネットワーク全体の圧力等を維持・運用し、託送を依頼する事業者の個別の需要家の需要変動に応じてガスを送っている。したがって、料金以外の利用条件や託送の方法、例えば同時同量制度と呼ばれる託送供給の範囲などは、導管を維持・運用する事業者が自らのガスを送る場合には適用されず、利用条件などの公平性を厳密に確保することは制度の枠組み上限界がある。また、導管を維持・運用する事業者とその他の事業者との間で利用条件などに大きな違いがないか透明性をもって確認するためには、非導管部門も含め各部門の間での情報交換などの記録を求め、事後的にこれを監査する必要が生じる。その結果、監視コストが大きくなるおそれがある。

＜第三の視点からの評価＞

同一法人に属する小売部門が、地域独占が認められる導管部門の安定性や信用力などのメリットを享受することで中立性・公平性を失するおそれがある。

（2）機能分離

上記（1）の会計分離に加え、ガス導管の所有権はガス事業者に帰属させたまま、導管網の運用を第三者組織に移行し、中立性を確保する。所有・管理する事業者が異なる複数のガス導管網が広域的に整備されており、広域的かつ統一的な託送供給ルールに基づき運用する場合に有効な方式である。ガス導管の運用の中立性は高まるが、導管部門と非導管部門が同一法人に属することは許容されるため、3つの視点からの評価は基本的に会計分離の場合と同様となる。我が国のガス導管網は、送電網のような全国大でのネットワークとして実現しておらず、都市ガスの供給区域が国土全体の約5%にとどまっていることを踏まえると、この方式による中立性確保の必要性は大きくなないと考えられる。

（3）法的分離

導管部門と非導管部門がそれぞれ法的に独立した事業主体となることを求める。ただし、両部門間に資本関係があることは許容される。

＜第一の視点からの評価＞

資本関係を有する小売部門などの非導管部門を有利に扱うことを目的として、グループ会社が直接または間接的に影響力を行使することで他のガス導管事業者との間の中立性を失するおそれがある。このため、この視点からの中立性は所有権分離より低くなる。一層の中立性を確保するためには、グループ会社が他のガス導管事業者に対し差別的取扱いをすることを働きかけるような影響力行使を規制する必要がある。

電力システム改革では、送配電部門の一層の中立性を確保するために法的分離を実施することを前提としているが、上述のような中立性を失するおそれに対処するため、一般送配電事業者と資本関係を有する発電・小売事業者に關し、以下の論点について検討している。

- グループ会社による不当な影響力行使に関する規律
- 取締役等の資格に関する規律
- 取締役等の退任後の就任、就職先に関する規律
- 機関設計に関する規律
- 人事管理に関する規律
- 一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律等

また、欧州連合ではガス導管事業の法的分離または所有権分離を義務付けているが、垂直一貫体制の事業者の導管部門の所属者は、非導管部門との関係において、その職位又は職責等を有してはならないとされている。例えば、経営責任者や経営組織の構成員等は在任中及び就任前後の一定期間は非導管部門の職位又は職責等を有してはならず、導管部門の職員についても在任中は非導管部門の職位又は職責等を有してはならないこととされている。

＜第二の視点からの評価＞

導管部門と非導管部門との間の資金の移転や取引の実態を同一法人内における部門間のやりとりではなく、法人間の契約行為として外部から確認することができる。また、導管部門の安定性や信用力などを活かした資金調達に一定の規制を課すことにより透明性・公平性は会計分離や機能分離に比べ高まる。一方、会計分離や機能分離に比べ、託送供給約款料金の審査において非導管部門も含めた全社的な費用を確認する必要性はなく、会計情報も基本的に導管部門の法人のみについて整理することとなるため、これらの規制コストは低くなり、監視コストも低くなる。

また、同じグループの非導管部門のガスを受け入れて供給することも託送供給となるため、グループ以外の事業者のガスの託送供給と料金以外の利用条件や託送の方法は公平と

なり、それを確認するための監視コストも会計分離や機能分離より低くなる。ただし、中立性を確保するために、<第一の視点からの評価>に記載したような行為規制が必要となる。

電力システム改革では法的分離を実施することを前提とした上で、送配電部門の一層の透明性・公平性を確保するため、ファイナンス取引等の取引に関する規律等について検討している。

<第三の視点からの評価>

地域独占を認められる規制部門であるガス導管事業を行っていることによる安定性や信用力などのメリットを資本関係がある小売事業者などが活用することで、中立性・公平性を失する可能性がある。このため、この視点からの中立性は所有権分離より低くなる。電力システム改革では法的分離を実施することを前提とした上で、このようなメリット享受について制度的に対処するため、一般送配電事業者と資本関係を有する発電・小売事業者に関し、以下の論点について検討している。

- 社名、商標等に関する規律
- 広告・宣伝に関する規律
- 建物・システムを一般送配電事業者と共に用する場合に必要となる規律等

(4) 所有権分離

導管部門と非導管部門を、法的に区分された、異なった経営または運用を行う事業者に分離し、かつ両者の間に共通の重大な所有関係がないようにする。中立性確保やコストの透明性確保、部門間のメリット享受の制限と3つの視点いずれにおいても他の類型に比べその度合いは最も高くなる。また、導管部門と非導管部門が資本関係を持たない別法人となることから、中立性確保や部門間のメリット享受を制限するための規制コストは法的分離よりも低くなる。コストの透明性についても、託送供給約款料金の審査において非導管部門も含めた全社的な費用を確認する必要性はなく、会計情報も基本的に導管部門の法人のみについて整理することとなるなど規制コストは低くなり、監視コストも低くなる。ただし、既存の民間事業者に対し、資本関係を認めない組織の変更を求める事となるため、私有財産と公益との調整の必要性が大きい。

3. 分離方式に伴う影響

2. で整理したとおり、一般的に、分離の程度が高まるほど中立性も高まり、規制コストは抑えられる。一方、仮に法的分離または所有権分離を実施した場合には、現行法の下での原料の調達・輸入から導管整備、小売需要の開拓や小売サービス提供までの垂直一貫体制と異なり、導管部門と非導管部門とが別法人となるため、ガス事業の一体的な投資や一体的な運用に影響が生じるおそれがないか検証する必要があるのではないか。

（1）分離方式によるコスト・時間的影響

需給運用システムの変更、組織・業務の分割、情報システム遮断等の行為規制への対応のため、いずれの方式であっても需要家の利便性や安定供給を確保するための技術的な課題等を解決するためには相応のコストと期間が必要で、中立性確保の度合いに応じてその規模は大きくなるとの指摘がある。

（2）導管需要の開拓と整備

都市ガスは電力と異なり、導管網が整備途上であり、また、電力やLPG等による代替が可能であることから、あらかじめ需要開拓を行い一定の需要が見通せない場合には導管整備が進められない。このため、電気事業者に匹敵する規模のネットワークであっても、仮に法的分離または所有権分離の実施により小売部門と分離すると、需要開拓と一体となった導管整備が抑制されるおそれがあるとの指摘がある。一方、導管部門の中立性が法的分離や所有権分離の実施により高まれば、特定の小売事業者の利害に偏ることなく、あらゆる小売事業者の要望を踏まえて導管整備を行うため導管整備が進むとの指摘もある。

（3）資金調達の在り方

仮に法的分離または所有権分離を実施する場合には、ガス事業の健全な発展を確保しつつ、ガスの安定供給に必要となる資金調達に支障を来さないようにすることが必要との指摘がある。特に、所有権分離を実施する場合にはグループ一体としての資金調達を行えないなど、その資金調達環境に与える影響が異なる点に留意すべきとの指摘がある。

（4）保安・災害対応

これまで、地震などの災害が発生した場合には、需要家の安全確保・迅速な供給再開のため、被害状況や供給途絶の状況の把握、需要家からの問い合わせ対応等に部門の垣根を超えて全社一体となって対応してきた。これを踏まえ、仮に法的分離や所有権分離を実施する場合には、こうした一体的な災害対応を行う体制が滞りなく確保される必要があるとの指摘がある。

4. 【論点2】導管部門の一層の中立性確保のための手段・方法に係る措置を講ずる事業者

これまで本小委員会において議論してきたとおり、ガスシステム改革については、導管網が全国的には接続されていないこと、一般ガス事業者は中小企業者が多いこと等のガス事業の特性を踏まえつつ実施する必要がある。

そのため、導管部門の一層の中立性確保のための措置を講ずる場合には、相応のコストと期間が必要となることから、導管部門に係る需要やインフラの状況、導管部門を分離することによる競争発生の潜在性等を考慮した上で、こうした措置を講ずる対象事業者を指定する必要があるのではないか。

例えば、規模が一定以下の事業者を法的分離や所有権分離の対象とすると、会社分割に伴う通信など設備の整備に係る費用、法的手続きに必要な費用等の影響がより大きくなるおそれがある。また、人的資源配分の硬直化や災害発生など緊急時の対応余力の抑制といった組織体制上の問題が生じるおそれがある。欧州では、法的・機能分離を求めるにより経営資源の配分や事務機能に過度な負担を生じるおそれがあるとの理由で、規模の大きくない（供給先が多くない）事業者については対象外としている。また、米国ニューヨーク州では自由化部門では配給事業と小売事業の法的分離の義務が課されているが、家庭用及び小口の販売シェアが1%未満の事業者は対象外としている。

【図表1】圧力別導管延長数（上位10社）

	高圧		中圧		低圧		合計	
	延長数(km)	シェア	延長数(km)	シェア	延長数(km)	シェア	延長数(km)	シェア
東京ガス	904	18.6%	6,456	19.5%	48,062	22.3%	55,422	21.8%
大阪ガス	642	13.2%	6,284	19.0%	42,530	19.7%	49,456	19.5%
東邦ガス	244	5.0%	3,810	11.5%	23,669	11.0%	27,722	10.9%
西部ガス	85	1.8%	1,075	3.2%	8,522	3.9%	9,682	3.8%
京葉ガス	21	0.4%	691	2.1%	5,480	2.5%	6,192	2.4%
北海道ガス	40	0.8%	635	1.9%	4,528	2.1%	5,204	2.1%
北陸ガス	70	1.4%	614	1.9%	4,092	1.9%	4,776	1.9%
仙台市ガス	1	0.0%	542	1.6%	3,722	1.7%	4,265	1.7%
広島ガス	9	0.2%	635	1.9%	3,453	1.6%	4,096	1.6%
静岡ガス	94	1.9%	658	2.0%	3,316	1.5%	4,069	1.6%
全国計	4,858	100.0%	33,089	100.0%	215,786	100.0%	253,732	100.0%

（出典）資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」（平成24年度）

（注）一般ガス事業者及びガス導管事業者が保有する導管について集計。

【図表2】小売供給の規模（上位10社）

（太字は一般ガス事業者）

	①小売供給量		②小売供給件数	
	(百万MJ)	シェア	件数(千件)	シェア
東京ガス	540,227	32.0%	10,678	36.5%
大阪ガス	361,517	21.4%	7,086	24.2%
東邦ガス	165,225	9.8%	2,321	7.9%
関西電力	41,216	2.4%	1,106	3.8%
静岡ガス	36,847	2.2%	875	3.0%
大多喜ガス	36,053	2.1%	553	1.9%
西部ガス	35,221	2.1%	413	1.4%
京葉ガス	29,946	1.8%	362	1.2%
JX日鉱日石エネルギー	24,685	1.5%	346	1.2%
北海道ガス	22,174	1.3%	314	1.1%
全国計	1,688,329	100.0%	29,230	100.0%

（出典）資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」（平成24年度）、各社報告資料

【図表3】一般ガス事業者の託送収支の規模（上位10社）

(単位:百万円)

				合計
	託送供給収益	自社託送収益	その他託送供給関連収益	
東京ガス	245	265,889	1,706	267,840
大阪ガス	2,485	212,169	1,499	216,153
東邦ガス	114	84,231	116	84,462
西部ガス	0	32,866	169	33,034
京葉ガス	0	23,393	0	23,393
北海道ガス	0	15,631	0	15,631
北陸ガス	0	12,522	0	12,522
仙台市ガス	0	12,046	0	12,046
広島ガス	0	11,999	0	11,999
静岡ガス	0	11,368	0	11,368

(出典) 各社公表資料(平成25年度託送収支計算書)

(注) 百万円未満四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

【図表4】ガス導管に接続するLNG基地（太字は一般ガス事業者）

導管の所有者	接続する基地		
	名称	合計容量(kl)	基数
北海道ガス	石狩LNG	180,000	1
仙台市ガス	港工場	80,000	1
石油資源開発	日本海エル・エス・ジー新潟基地	720,000	8
国際石油開発帝石	直江津LNG基地	360,000	2
東京ガス 、東京電力		6,340,000	72
	富津基地	1,110,000	10
	袖ヶ浦工場(注1)	2,660,000	35
	東扇島基地	540,000	9
	扇島工場	850,000	4
	根岸工場	1,180,000	14
静岡ガス	清水LNG袖師基地	337,200	3
東邦ガス 、中部電力		2,660,000	25
	知多LNG共同基地	300,000	4
	知多LNG事業所	640,000	7
	知多緑浜工場	400,000	2
	四日市工場	160,000	2
	四日市LNGセンター	320,000	4
	川越火力発電所LNG設備	840,000	6
大阪ガス		2,935,000	35
	泉北製造所第一工場	90,000	2
	泉北製造所第二工場	1,585,000	18
	姫路製造所	740,000	8
	姫路LNG基地	520,000	7
関西電力	堺LNGセンター	420,000	3
水島エルエヌジー(注2)、瀬戸内パイプライン	水島LNG基地	320,000	2
広島ガス	廿日市工場	170,000	2
四国ガス、四国電力	坂出LNG基地	180,000	1
大分ガス	大分LNG基地	460,000	5
山口合同ガス、西部ガス	戸畠基地	480,000	8
西部ガス		105,000	3
	福北工場	70,000	2
	長崎工場	35,000	1
日本ガス	鹿児島工場	86,000	2

(出典) 資源エネルギー庁調べ

(注1) 一部の基地には東京電力の導管も接続。

(注2) 水島エルエヌジーは中国電力(50%)とJX日鉱日石エネルギー(50%)が出資した事業者。

瀬戸内パイプラインは広島ガス(67%)、福山ガス(20%)、中国電力(12%)、水島ガス(1%)が出資した事業者。